

# JIS

## 社会的責任に関する手引

JIS Z 26000 : 2012

(ISO 26000 : 2010)

平成 24 年 3 月 21 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	稲 葉 敦	工学院大学
(委員)	伊 藤 弘	独立行政法人建築研究所
	大 橋 守	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	大 山 永 昭	東京工業大学
	小 野 晃	独立行政法人産業技術総合研究所
	金 丸 淳 子	財団法人共用品推進機構
	河 村 真紀子	主婦連合会
	窪 塚 孝 夫	公益社団法人自動車技術会
	武 田 貞 生	財団法人日本規格協会
	田 中 護 史	財団法人日本船舶技術研究協会
	土 肥 義 治	独立行政法人理化学研究所
	富 田 育 男	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	中 西 英 夫	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	野 口 祐 子	森・濱田松本法律事務所
	長谷川 英 一	一般社団法人電子情報技術産業協会
	古 谷 毅	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 24.3.21

官 報 公 示：平成 24.3.21

原案作成協力者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット基準認証政策課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail : jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	6
2 用語及び定義	7
3 社会的責任の理解	11
3.1 組織の社会的責任：歴史的背景	11
3.2 社会的責任の最近の動向	11
3.3 社会的責任の特徴	12
3.4 国家と社会的責任	15
4 社会的責任の原則	16
4.1 一般	16
4.2 説明責任	16
4.3 透明性	16
4.4 倫理的な行動	17
4.5 ステークホルダーの利害の尊重	18
4.6 法の支配の尊重	18
4.7 国際行動規範の尊重	18
4.8 人権の尊重	19
5 社会的責任の認識及びステークホルダーエンゲージメント	19
5.1 一般	19
5.2 社会的責任の認識	20
5.3 ステークホルダーの特定及びステークホルダーエンゲージメント	22
6 社会的責任の中核主題に関する手引	25
6.1 一般	25
6.2 組織統治	27
6.3 人権	28
6.4 労働慣行	38
6.5 環境	45
6.6 公正な事業慣行	52
6.7 消費者課題	55
6.8 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展	64
7 組織全体に社会的責任を統合するための手引	72
7.1 一般	72
7.2 組織の特性と社会的責任との関係	72
7.3 組織の社会的責任の理解	73
7.4 組織全体に社会的責任を統合するための実践	76

7.5 社会的責任に関するコミュニケーション	78
7.6 社会的責任に関する信頼性の向上	81
7.7 社会的責任に関する組織の行動及び慣行の確認及び改善	83
7.8 社会的責任に関する自主的なイニシアチブ	85
附属書 A (参考) 社会的責任に関する自主的なイニシアチブ及びツールの例	89
附属書 B (参考) 略語	101
附属書 JA (参考) 社会的責任に関する追加的なイニシアチブ及びツールの例	102
参考文献	104
解 説	110

図

図 1—この規格の図式による概要	4
図 2—組織, そのステークホルダーと社会との関係	20
図 3—七つの中核主題	26
図 4—社会的責任の組織全体への統合	72

ボックス

ボックス 1 — この規格の利用者のための要約情報	5
ボックス 2 — 男女の平等と社会的責任	13
ボックス 3 — この規格と中小規模の組織 (SMO)	14
ボックス 4 — “加担”を理解する	19
ボックス 5 — 組織にとっての社会的責任の利点	26
ボックス 6 — 国際人権章典及び主要な人権関連文書	28
ボックス 7 — 児童労働	37
ボックス 8 — 国際労働機関	38
ボックス 9 — 労使合同安全衛生委員会	44
ボックス 10 — 気候変動への適応行動の例	51
ボックス 11 — 国連消費者保護ガイドライン	56
ボックス 12 — 消費者紛争解決	61
ボックス 13 — ミレニアム開発目標	65
ボックス 14 — 組織の中核活動を通じたコミュニティの発展への貢献	66
ボックス 15 — 社会的責任に関する報告	80
ボックス 16 — 認証可能なイニシアチブ, 及び商業的又は経済的利害に関係するイニシアチブ	87
ボックス 17 — この規格はイニシアチブを是認しているわけではない	90

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

# 社会的責任に関する手引

## Guidance on social responsibility

### 序文

この規格は、2010年に第1版として発行されたISO 26000を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項及び附属書JAは、対応国際規格にはない事項である。

世界中の組織及びそのステークホルダーは、社会的に責任ある行動の必要性、及び社会的に責任ある行動による利益をますます強く認識するようになっている。社会的責任の目的は、持続可能な発展に貢献することである。

組織が活動する社会、及び組織が環境に与える影響と関係する組織のパフォーマンスは、その組織の全体的なパフォーマンス及び効果的に活動を続ける能力を測定する上で不可欠な部分となっている。これは、一つには、健全な生態系、社会的平等及び組織統治の確保の必要性に対する認識の高まりを反映するものである。長い目で見れば、全ての組織の活動は世界の生態系の健全性に依存している。組織は様々なステークホルダーによるこれまで以上に厳しい監視の下に置かれている。社会的責任に関する組織のパフォーマンスの認識及び現状は、特に次の事項に影響力を及ぼす可能性がある。

- 組織の競争上の優位性
- 組織の評判
- 労働者若しくは構成員、顧客、依頼主又は利用者を引き付け、とどめておく組織の能力
- 従業員のモラル、コミットメント及び生産性の維持
- 投資家、所有者、資金寄与者、スポンサー及び金融界の見解
- 組織と、会社、政府、メディア、供給者、同業者、顧客及び組織が活動するコミュニティとの関係

この規格は、社会的責任の原則、社会的責任の認識及びステークホルダーエンゲージメント、社会的責任に関する中核主題及び課題（表2参照）、並びに組織に社会的に責任ある行動を統合する方法（図1参照）に関する手引を提供する。この規格では、結果の重要性及び社会的責任に関するパフォーマンスの改善を重要視している。

この規格は、組織の大小を問わず、先進国、途上国のどちらで活動するかを問わず、民間、公的及び非営利のあらゆる種類の組織に役立つように意図している。この規格の全ての部分が全ての種類の組織に対して同等に用いられるわけではないだろうが、中核主題は全て、あらゆる組織と関連性をもつ。中核主題は全て、数多くの課題から成っており、その組織が取り組むにふさわしい関連性及び重要性をもつ課題が何であるかを、独自の検討及びステークホルダーとの対話を通じ特定することは、個々の組織の責任である。